

第6回十勝中央合併協議会資料

報告第16号	新町将来構想案、新町将来構想案（概要版）	別冊
協議第14号	合併の期日	1ページ
協議第15号	広報・広聴事業の取扱い	5ページ
協議第16号	交通関係事業の取扱い	9ページ
協議第17号	児童福祉事業の取扱い	13ページ
協議第18号	高齢者福祉事業の取扱い	27ページ
協議第19号	障害者福祉事業の取扱い	56ページ
協議第20号	国際交流・広域交流事業の取扱い	70ページ

「協議第14号 合併の期日について」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	2 合併の期日
調整の内容	合併の期日は、平成18年1月10日とする。

留意事項	調整の具体的内容
<p>合併の期日については、以下の点を十分考慮し決定する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 合併するためには、各町村議会における議決、北海道知事への合併申請書の提出、北海道議会による議決、知事の合併決定、総務大臣への届け出、総務大臣の官報告示など様々な手続きが定められており、相当の期間を要すること。 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）においては、経過措置により、『平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したものについて、現行の合併特例法の規定を適用する。』となっていること。 住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響（窓口での住民サービスに支障をきたすことのない電算システムの移行等）、合併に伴い予定される事務事業又は公的行事との関係、首長・議会議員の任期、合併時の事務処理・引継ぎの利便性等を総合的に勘案すること。 <pre> graph LR A[各町村議会の議決] --> B[知事へ合併申請書の提出] B --> C[総務大臣への届け出 知事の合併決定 道議会による議決] C --> D[総務大臣による合併の告示] D --> E[新町誕生] </pre>	<p>3 町村議会における合併議決日以後、条例・規則等の制定準備、事務所の改修、町名変更に伴う各種印刷物の準備、電算システムの統合等、新町発足日に向け、一定の準備期間が必要となる。</p> <p>特に、電算システムの統合については、9カ月程度の準備期間が必要となるうえ、合併期日前の閉庁日に稼働テスト期間を置くことが好ましいことから、合併の期日は、平成18年1月10日とする。</p>

法手続きに要する期間等

新市町村名	法定協議会設置	合併協定書調印	市町村議会の議決	合併申請	都道府県議会の議決	官報告示	合併期日	市町村議決～合併
南部町	14.02.20	14.10.11	14.10.16	14.10.18	14.12.17	15.02.03	15.03.01	4カ月
加美町	14.11.08		12月定例会		15.02.18	15.03.13	15.04.01	4カ月
神流町	13.12.01	14.09.11	14.09.12 ～10.29	14.10.30	14.12.18	15.02.03	15.04.01	6カ月
南アルプス市	12.04.01	14.10.17	14.10.21 ～24		14.12.20	15.02.03	15.04.01	5カ月
山県市	13.08.01	14.09.24	14.09.25		15.12.19	15.02.03	15.04.01	6カ月
静岡市	10.04.01		6月定例会		14.07.07	14.09.09	15.04.01	9カ月
大崎上島町	13.07.01	14.09.10	14.09.30	14.11.30	14.12.17	15.01.29	15.04.01	5カ月
東かがわ市	12.04.01	13.05.30	13.06.01	13.06.04	13.10.17	13.11.19	15.04.01	22カ月
宗像市	12.04.17	14.05.30	14.06.26	14.07.03	14.10.11	14.12.04	15.04.01	9カ月
あさぎり町	11.04.01	13.11.22	14.01.15	14.01.18	14.03.22	15.02.03	15.04.01	15カ月
周南市	14.06.01	14.08.27	9月定例会		14.12.19	15.02.03	15.04.21	7カ月
瑞穂市	14.09.25	14.12.10	14.12.19	14.12.25	15.03.19	15.04.04	15.05.01	4カ月
千曲市	14.08.21	15.02.27	15.03.03	15.03.17	15.07.18	15.08.01	15.09.01	6カ月
富士河口湖町	14.06.26	15.05.26	15.06.02	15.06.04	15.07.11	15.08.01	15.11.15	5カ月
いなべ市	14.04.01	15.01.24	15.01.30	15.01.31	15.03.12	15.04.11	15.12.01	10カ月
飛騨市	14.11.08	15.05.10	15.05.20	15.05.26	15.07.10	15.08.01	16.02.01	8カ月
本巣市	14.04.01	15.07.31	15.08.01		15.10.09	15.11.04	16.02.01	6カ月
佐渡市	15.01.07	15.06.28	15.06.30 ～07.01	15.07.04	15.10.10	15.11.04	16.03.01	7カ月
かほく市	14.04.01	15.07.23	15.07.29	15.08.01	15.10.08	15.11.04	16.03.01	7カ月
あわら市	14.10.01	15.07.28	15.08.01		15.10.14	15.11.04	16.03.01	7カ月
郡上市	14.04.01	15.07.08	15.07.11	15.07.17	15.10.09	15.11.04	16.03.01	8カ月
下呂市	14.11.01	15.07.17	15.09.08 ～28	15.10.01	15.12.18	16.01.15	16.03.01	5カ月
安芸高田市	14.04.01	15.05.27	6月定例会	15.07.07	15.10.02	15.11.04	16.03.01	8カ月

新市町村名	法定協議会設置	合併協定書調印	市町村議会の議決	合併申請	都道府県議会の議決	官報告示	合併期日	市町村議決～合併
対馬市	12.08.01	14.06.11	14.06.12	14.06.18	14.10.02	14.11.27	16.03.01	21カ月
壱岐市	13.08.01	15.02.21	15.03.07 ～17	15.03.28	15.07.11	15.08.01	16.03.01	11カ月
上天草市	14.04.01	15.04.07	15.04.08 ～05.12	15.05.14	15.07.02	15.07.23	16.03.31	11カ月
阿賀野市	14.04.01	15.04.16	15.05.22 ～26	15.05.27	15.07.11	15.08.01	16.04.01	10カ月
東御市	14.09.17	15.08.20	15.08.20	15.08.21	15.10.10	15.11.07	16.04.01	7カ月
伊豆市	15.01.01	15.08.20	15.08.26	15.09.11	15.12.17	16.01.15	16.04.01	7カ月
御前崎市	14.09.20	15.08.26	15.08.28		15.12.17	16.01.15	16.04.01	7カ月
京丹後市	14.04.01	15.08.11	15.09.18	15.09.19	15.10.10	15.11.04	16.04.01	6カ月
養父市	14.07.12	15.10.24	15.10.30	15.10.30	15.12.19	16.01.15	16.04.01	5カ月
三次市	14.04.01	15.04.01	15.06.19 ～07.09	15.07.15	15.10.02	15.11.04	16.04.01	9カ月
四国中央市	14.07.01	15.08.28	15.09.22		15.12.17	16.01.15	16.04.01	6カ月
西予市	14.04.01	15.08.31	15.09.08		15.12.17	16.01.15	16.04.01	7カ月

市町村議会の議決から合併まで 平均8.0カ月

3 町村長及び議会議員の任期

	幕別町	更別村	忠類村
町村長	H15.5.1 ～H19.4.30	H15.4.27 ～H19.4.26	H14.5.20 ～H18.5.19
議会議員	H15.5.1 ～H19.4.30	H15.5.1 ～H19.4.30	H13.9.10 ～H17.9.9

システム統合に要する期間等

新市町村名	合併年月日	構成市町村数	市町村議会の議決日からの所要期間	システム統合方式
篠山市	H11.04.01	4	11カ月	新システム導入型
新潟市	H13.01.01	2	8カ月	既存システム統合型
西東京市	H13.01.21	2	6カ月	既存システム統合型
潮来市	H13.04.01	2	8カ月	既存システム統合型
さいたま市	H13.05.01	3	7カ月	既存システム分割流用型
さぬき市	H14.04.01	5	7カ月	新システム導入型
静岡市	H15.04.01	2	9カ月	既存システム統合型
東かがわ市	H15.04.01	3	22カ月	新システム導入型
宗像市	H15.04.01	2	9カ月	既存システム統合型
周南市	H15.04.21	4	7カ月	既存システム分割流用型

市町村議会の議決日からの所要期間 平均9.4カ月

参考法令

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年5月19日成立）

附則

（失効）

第2条 この法律（附則第4条第1項及び第2項、附則第5条第3項、附則第6条、附則第12条並びに附則第14条の規定を除く。次項において同じ。）は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。

2 前項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までに行われた地方自治法第7条第1項又は第3項の規定による申請（以下「合併申請」という。）に係る市町村の合併については、この法律（第5条の5から第5条の39まで並びに次条及び附則第2条の3の規定を除く。）は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成18年3月31日までに当該合併申請に係る市町村の合併が行われなるときは、同日後は、この限りでない。

3～10 略

平成17年

12

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

平成18年

1

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

平成18年

2

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

平成18年

3

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

「協議第15号 広報・広聴事業の取扱いについて」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	22-3 広報・広聴事業の取扱い
調整の内容	<p>1 広報紙については、新町において毎月1回発行するものとし、名称、発行内容、配布方法については、合併時までに調整する。</p> <p>2 広聴については、実施内容について、合併時までに調整する。</p> <p>3 ホームページについては、新町において掲載内容を調整し、開設する。</p> <p>4 行政懇談会については、新町において調整する。</p> <p>5 町勢要覧については、新町において発行する。</p>

5

区分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
広報紙	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 広報まくべつ ・発行内容 毎月1回1日発行 9,400部/月 ・配布方法 発行日に他の行政配布物と合わせ公区長宛宅配便にて輸送 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 広報さらべつ ・発行内容 毎月1回10日発行 1,500部/月 ・配布方法 発行日に他の行政配布物と合わせ行政区長宛郵送 (会議時配布や持参配布する場合あり) 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 広報ちゅうらい ・発行内容 毎月1回第3水曜日発行 1,100部/月 ・配布方法 発行日に他の行政配布物と合わせ行政区長宛郵送 (会議時配布や持参配布する場合あり) 	<p>新町において毎月1回発行するものとし、名称、発行内容、配布方法については、合併時までに調整する。</p>
広聴	<ul style="list-style-type: none"> ・広聴の実施内容 投函箱を設置(本庁舎、支所、出張所) HP上で、掲示板を開設、回答 	<ul style="list-style-type: none"> ・広聴の実施内容 3カ月に一度葉書配布(広報紙へ折り込み) 電話、FAX、電子メールで受付 	<ul style="list-style-type: none"> ・広聴の実施内容 電話、FAX、電子メールで受付 HP上で、掲示板を開設、回答 	<p>実施内容について、合併時までに調整する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> 掲載内容 町の紹介、公共施設案内、おしらせ、広報、統計データ、観光、掲示板など 更新方法 内容変更、更新は広報担当者 	<ul style="list-style-type: none"> 掲載内容 村の紹介、広報、くらしの情報、観光・イベント情報、特産品紹介、各種行事、情報案内など 更新方法 内容変更、更新は業者委託 	<ul style="list-style-type: none"> 掲載内容 村の紹介、観光、特産品紹介、伝言板、各種施策情報など 更新方法 内容変更、更新は業者委託 	<p>新町において、掲載内容を調整し、開設する。</p> <p>なお、更新方法は幕別町の例による。</p>
行政懇談会	<p>該当なし (農政懇談会、経済懇談会を年1回開催)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 村づくり懇談会 年1回開催 参加者 農業・林業・商工関係団体、議会、行政関係者 五者懇談会 年1回開催 参加者 議会、農協、商工会、森林組合、行政 行政区懇談会 要望に応じ随時開催 村側出席者 村長以下 	<ul style="list-style-type: none"> ふれあい懇談 各行政区、各団体の申込みにより開催 村側出席者 村長以下 行政懇談会 必要に応じ随時開催 	<p>新町において調整する。</p>
町村勢要覧	<ul style="list-style-type: none"> 名称 幕別町勢要覧 「笑顔ふれあうまち まくべつ」 内容等 本編・資料編 本編は3年程度、資料編は毎年更新 	<ul style="list-style-type: none"> 名称 更別村勢要覧 「ときめき 夢大地」 内容等 本編に資料編含む 3～4年で更新 	<ul style="list-style-type: none"> 名称 忠類村勢要覧 「忠類紀行」 内容等 本編・資料編 本編は5年程度、資料編は毎年更新 	<p>新町において発行する。</p>

先進事例

篠山市(兵庫県)

広報の発行回数は、丹南町の例により、発行日については、篠山町の例によるものとし、配布方法は合併時に調整するものとする。

大崎上島町(広島県)

広報誌については、毎月1回発行し、全戸に配布又は希望者に郵送するものとし、発行日及び配布方法は合併時まで調整する。

防災行政無線放送による町内放送の放送回数等は、合併時まで調整する。

ホームページについては、新町において速やかに作成する。

広報誌等の配布日等については、合併時まで調整する。

(略)

あさぎり町(熊本県)

・広報関係については、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 広報誌については、月1回発行する。また、町外の配布先については、従来の情報提供が低下しないよう、新町において調整する。
- (2) 県外等における広報活動については、特産物と併せ新町のイメージアップが図られるよう、新町において新たな施策を展開することとする。
- (3) 県外在住者の既存の組織に対しては、新町において引き続き支援することとし、新たなふるさと会等の組織結成については、新町において積極的に協力をする。

・広聴関係の行政懇談会については、年1回開催する。また、住民の行政に対する意見・要望等の広聴手段は、新町において十分配慮する。

富士河口湖町(山梨県)

(略)

住民の行政に対する意見、要望等の広聴手段については、新町において十分考慮する。

広報誌については、月1回発行する。また町外の配布先については、従来の情報提供が低下しないよう、新町において調整する。

ホームページについては、新町において新たに開設する。

飛騨市(岐阜県)

(1) 広報紙は、毎月1回発行する。配布方法は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。

(2) 同報無線、有線放送を利用した広報は、当面は、現行どおり運用し、一元化に向けて調整する。

かほく市(石川県)

- 1 広報紙については、新市においても毎月発行することとし、発行日は毎月1日とする。ただし、平成16年3月号の発行は、合併後速やかに行う。また、住民への配布方法は、新市において調整する。
- 2 広聴に関することについては、新市において調整する。
- 3 (略)
- 4 (略)

とうみし(長野県)

広報紙については、東部町の例により発行する。
新市のホームページを、新たに開設する。

やぶし(兵庫県)

- (1) 広報紙については、新市移行時に調整する。
- (2) 市勢要覧については、新市に移行後、速やかに調整する。
- (3) 行政懇談会、区長会、区要望については、新市に移行後速やかに調整する。
- (4) 町政モニター制度、町への要望、町長への便り等については、新市に移行後、速やかに調整する。

さいよし(愛媛県)

- (1) 広報紙については毎月20日に発行し、配布方法については、合併時に調整する。
- (2) ホームページは合併時に統合し、引き続き情報の提供に努めるものとする。
- (3) 防災行政無線については合併時に調整し、引き続き情報の提供に努めるものとする。
- (4) 相談業務については、合併時に現行の相談業務が実施できるように調整する。

「協議第16号 交通関係事業の取扱いについて」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	22-5 交通関係事業の取扱い
調整の内容	<p>1 広尾線バス輸送確保対策協議会については、合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新たに参加する。</p> <p>2 バス待合所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、管理方法については、関係機関と協議し、新町において調整する。</p> <p>3 生活バス路線運行対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>4 町営バスについては、新町の一体性を確保するため、旧町村間を結ぶバスの運行形態について、既存の路線を含めて、合併時までに調整する。</p> <p>5 交通安全計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>6 交通指導員については、合併時に再編する。</p> <p>7 チャイルドシート貸出事業については、合併時に再編する。</p>

6

区分	現況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
広尾線バス輸送確保対策協議会	該当なし	・協議会の構成 管内1市5町村	・協議会の構成 管内1市5町村	合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新たに参加する。
バス待合所	該当なし	・箇所数 3カ所 ・管理方法 更別バス待合所 十勝バス(株)と管理委託契約 上更別バス待合所 申し合わせにより十勝バス(株)が管理 更別高校前バス待合所 村が管理	・箇所数 1カ所 ・管理方法 忠類バス待合所 十勝バス(株)と土地建物無償貸付契約(保守管理に関する項目含む。)	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、管理方法については、関係機関と協議し、新町において調整する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
生活バス路線運行対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業名 生活交通路線維持対策補助事業 ・運行路線 4 路線 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業名 生活交通路線維持対策補助事業 ・運行路線 1 路線 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業名 生活交通路線維持対策補助事業 ・運行路線 1 路線 	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
町村営バス	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 町営バス (市町村生活バス路線運行費補助) ・運行形態 1 路線(幕別市街～駒畠市街) 週 6 日(日・祝祭日等 運休) 1 日 2 往復(火・金曜 3 往復) ・使用料(参考) 幕別～糠内 590円 幕別～駒畠 1,020円 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 村民バス ・運行形態 3 路線(勢雄・更南、上更南・協和、市街) 週 4 回(火～金曜日) 1 日 1 往復(市街地1日3往復) ・使用料 無料 	<p>該当なし</p>	<p>新町の一体性を確保するため、旧町村間を結ぶバスの運行形態について、既存の路線を含めて、合併時までに調整する。</p>
交通安全計画	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 第 7 次幕別町交通安全計画 ・計画期間 平成13年度～17年度 ・計画の構成 計画の基本 道路交通の安全 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 第 7 次更別村交通安全計画 ・計画期間 平成13年度～17年度 ・計画の構成 計画の基本 道路交通の安全 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 第 7 次忠類村交通安全計画 ・計画期間 平成13年度～17年度 ・計画の構成 計画の基本 道路交通の安全 	<p>新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
交通指導員	<p>【交通安全指導員】 定数 30名以内（現在26名） 任期 2年 報酬 1,400円/時間</p> <p>【交通安全推進員】 任期 1年 賃金 179,900円/月</p>	<p>【交通安全指導員】 定数 10名 任期 2年 報酬 6,500円/日</p> <p>【地域交通安全推進員】 任期 10日間（臨時） 賃金 2,400円/日</p>	<p>【交通安全指導員】 定数 規定なし（現在10名） 任期 規定なし 報酬 規定なし （村交通・防犯推進委員会 から指導員会に助成金 平成15年度 216千円）</p> <p>該当なし</p>	合併時に再編する。
チャイルドシート貸出事業	<ul style="list-style-type: none"> ・貸出基準 一時的に必要な場合 ・貸出期間 1カ月間 ・保有台数 着衣型チャイルドシート 5着 座席型チャイルドシート 9台 座席型ベビーシート 16台 交通安全協会事業 	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・貸出基準 6歳未満の幼児がいる借用 を希望する村民 ・貸出期間 乳児用 6カ月以内 幼児用 29カ月以内 児童用 24カ月以内 ・保有台数 座席型チャイルドシート 8台 座席型ベビーシート 5台 	新町の事業として、 合併時に再編する。

先進事例

やまがたし 山県市(岐阜県)

高富町及び美山町の自主運営バス(道路運送法第21条に基づくもの)については、当面、現行の制度を新市に引き継ぐものとする。

新市において、高富町の自主運営バス梅原線については、伊自良村長滝まで延長し、日祝日も運行するものとする。

料金体系については、3区間を設定し、移動区間に応じて100円・200円・300円の3種類とする。

回数券は100円券の11枚綴りとし、金額は1,000円とする。

かほく市(石川県)

- 1 町営バス事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 2 公共バス等については、路線バスの利用状況を踏まえ、新市において地域密着型バスシステム導入に向けて検討する。

とうみし 東御市(長野県)

巡回バス等の取扱い

巡回バス等の取扱いについては、次のとおりとする。

巡回バスについては、現行のコースを基準に、新市の公共施設を巡回するものを、早期に設定する。

廃止路線代替バス等の運行路線は、原則継続する。ただし、新市の住民の利便性向上のため、早期改善に向け調整する。

チャイルドシート購入費補助事業の取扱い

チャイルドシート購入費補助事業については、北御牧村の例により継続する。

せいよし 西予市(愛媛県)

- (1) 交通安全計画については、合併後速やかに策定する。
- (2) 愛媛縣市町村交通災害共済制度については、合併後も引き続き実施する。
- (3) 放置自転車対策については、野村町の例による新市に引き継ぐ。
- (4) その他の交通安全対策推進事業については、合併時に調整する。

「協議第17号 児童福祉事業の取扱いについて」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	22-10 児童福祉事業の取扱い
調整の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 次世代育成支援行動計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。 2 出産祝金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。 3 子育て支援用具貸付事業については、合併時に再編する。 4 特別保育事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、合併時まで調整する。 5 放課後児童対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、合併時まで調整する。 6 ことばの教室等児童通園施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、大樹町母子通園センターについては、関係機関と協議し、新町において調整する。 肢体不自由児通園施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 7 認可保育所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、保育料及び減免基準については、合併時まで調整する。 8 認可外保育所（へき地保育所）については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、新町において調整する。

13

区分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
次世代育成支援行動計画	<p>【次世代育成支援行動計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 策定年度 平成16年度中に策定予定 ・ 概要 地域における子育て支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進、その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画 	<p>【次世代育成支援行動計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 策定 平成16年度中に策定予定 ・ 概要 地域における子育て支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進、その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画 	<p>【次世代育成支援行動計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 策定 平成16年度中に策定予定 ・ 概要 地域における子育て支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進、その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画 	<p>次世代育成支援行動計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
出産祝金	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象 更別村に住民登録をしており、2人以上の子を養育し、かつ、第3子以降の子を出生した場合 ・ 支給方法等 出生後14日以上経過後に10万円を現金支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象 忠類村に住民登録をしている者が出生した場合 ・ 支給方法等 出生の届出があった後、第1子1万円分、第2子2万円分、第3子以上3万円分の村内限定商品券を支給 ・ その他 平成18年3月31日で失効 	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。</p>
子育て支援用具貸付事業	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付用具（各40台） ベビーベッド 乳母車（ベビーカー） ゆりかご（ベビーラック） ベビースタ 乳児用体重計 ・ 貸付対象者 村内に住居し、現に乳幼児を養育する者及び出産予定の者 ・ 貸付期間 1年間。ただし再貸付できる。 ・ 貸付料 無料（ただし、返還時に洗濯又はクリーニングを行う。） 	該当なし	<p>新町の事業として、合併時に再編する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
特別保育事業	<p>【地域子育て支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 幕別町地域子育て支援センター あおば ・設置施設及び実施日 札内青葉保育所 月～金曜日（保育所休所日を除く） ・事業内容 育児不安等についての相談事業 子育てサークル等の育成及び支援事業 特別保育事業の積極的実施及び普及の促進事業 地域の子育て家庭に対する各種子育てに係る情報の提供 <p>【一時保育】 該当なし</p>	<p>【地域子育て支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 更別村地域子育て支援センター ・設置施設及び実施日 どんぐり保育園 月～金曜日（保育園休所日を除く） ・事業内容 子育て等の相談・助言事業 子育てサークル等育成・支援事業 特別保育事業等の積極的実施及び普及促進事業 <p>社会福祉法人更別どんぐり福祉会に業務を委託している。</p> <p>【一時保育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施場所 どんぐり保育園 ・対象児童 児童福祉法の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童であって、次のいずれかに該当するものであること。 	<p>【地域子育て支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 忠類村子育て支援センター ・設置施設及び実施日 忠類保育所 月～金曜日（一時保育・相談指導等）及び保育所休所日（休日保育（主に土曜日）） ・事業内容 育児不安等についての相談指導 子育てサークル等の育成及び支援 特別保育事業等の実施及び普及促進の努力 ベビーシッターなど地域の保育資源の情報提供 家庭的保育を行う者への支援 <p>【一時保育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施場所 忠類保育所 （子育て支援センター事業の一環として） ・対象児童 児童福祉法の規定及び忠類村保育の実施に関する条例の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童であって、 	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、合併時まで調整する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
	<p>【延長保育】 該当なし</p> <p>各認可保育所において、 平日7:30～8:30、16:00～18:15 土曜7:30～8:30、12:00～18:15 の時間を時間外保育として、無 料で開所している。</p>	<p>保護者の短時間・断続的労働、職業訓練等その他により育児が困難となり保育が必要となる児童 保護者の傷病、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により、緊急・一時的に家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受入時間 保育園開所日の 8:30～18:30 ・ 利用料 1日利用 1,500円 半日利用 750円 社会福祉法人更別どんぐり福祉会に業務を委託している。 <p>【延長保育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施場所 どんぐり保育園 ・ 保育時間 平日 18:30～19:00 土曜の開所日 12:30～13:00 ・ 費用 2,500円/月（月5日以上利用者）又は100円/日（月5日未満利用者） 	<p>かつ、次のいずれかに該当する者であること。 保護者の勤務形態等により、育児が断続的に困難な場合 保護者の疾病及び入院等による場合 保護者の育児疲れ解消等の私的事由による場合 その他村長が認める場合 満年齢1歳6カ月以上の児童を対象とし、児童1人につき週3日以内、かつ、月12日以内の利用を限度とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受入時間 保育所開所日の 8:00～17:30 ・ 利用料 1時間 300円（30分以上は1時間に切り上げる） <p>【延長保育】 該当なし</p> <p>忠類保育所において、 平日7:45～8:00、16:00～17:30 の時間を時間外保育として、無 料で開所している。</p>	

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
	<p>【乳児保育】 認可保育所のうち、札内さかえ保育所を除く4カ所で6カ月以上児から、受け入れを行っている。(国規定(補助基準)に基づくものではない。)</p> <p>【休日保育】 すべての認可保育所及びへき地保育所で土曜日に受け入れを行っている。(国規定(補助基準)に基づくものではない。)</p>	<p>【乳児保育】 該当なし</p> <p>民営のどんぐり保育園が、0歳児から受け入れを行っている。(国規定(補助基準)に基づくものではない。)</p> <p>【休日保育】 該当なし</p> <p>民営のどんぐり保育園が、第1・3・5土曜日に受け入れを行っている。(国規定(補助基準)に基づくものではない。)</p>	<p>【乳児保育】 該当なし</p> <p>代替措置として、「託児ママ人材登録事業」(村単独事業)を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・託児ママ人材登録事業 育児経験のある住民の人材登録制度であり、託児要望のあった家庭に人材紹介をしている。 村経費 (1)託児1人につき1万円/年 (2)託児に伴う傷害保険加入助成(全額) <p>【休日保育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施施設 忠類保育所 (子育て支援センター事業の一環として) ・対象児童 保育園入所に係る規定等に合致し、休日等においても保育に欠ける児童 ・受入時間 忠類保育所週休日及び休日(主に土曜日)9:00~13:00 ・利用料 300円/時(30分以上は切上げ) 	

区分	現況									調整の具体的内容
	幕別町			更別村			忠類村			
放課後児童対策事業	・現況			・現況			・現況			現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、合併時まで調整する。
	名称（開設場所）	定員	現員	名称（開設場所）	定員	現員	名称（開設場所）	定員	現員	
	はぐるま学童保育所（幕別南コミセン内）	50名	31名	学童保育所（どんぐり保育園併設）	50名	45名	学童保育所（ふれあいセンター福寿内）	規定なし	24名	
	あすなる学童保育所（ひまわりの家併設）	40名	52名	社会福祉法人更別どんぐり福祉社会に業務を委託している。						
	つくし学童保育所（札内南コミセン内）	40名	56名							
	やまびこ学童保育所（札内北コミセン内）	40名	33名							
	・休所日 日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月30日～1月5日			・休所日 第2・4土曜日及び日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月30日～1月5日 4月第1日曜日の前3日間			・休所日 土曜日及び日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月30日～1月5日			
	・開所時間 平日 下校時～17:00 土曜日 8:30～17:00 学校休業日 8:30～17:00			・開所時間 平日 下校時～17:30 土曜日 8:30～12:30 学校休業日 8:30～17:30			・開所時間 平日 下校時～17:30 学校休業日 9:00～17:30			
	・対象者 小学1～3年生			・対象者 小学1～3年生（4年生以上も療育手帳所持児童及びことばの教室通室児童を受け入れている）			・対象者 小学1～4年生			
	・保育料（おやつ代を含む） 4,500円/月			・保育料 4,000円/月			・保育料 3,000円/月			
・その他保護者負担 傷害保険料 724円/年			・その他保護者負担 傷害保険料 697円/年 おやつ代 2,000円/月 教材費 300円/月			・その他保護者負担 傷害保険料 500円/年 おやつ代（教材費含む） 2,500円程度/月				

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
ことばの教室 等児童通園施設	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 幕別町幼児ことばの教室 ・目的 言語障害児の治療・教育を行う。 ・運営主体 幕別町 ・設置場所 幕別町（保健福祉センター内） ・対象者 幕別町内に居住し、言語障害を有する幼児。 ・運営費負担割合 全額幕別町 ・利用者負担 なし（支援費に移行していないため、全額公費負担） ・通所者数 55名 児童・生徒対象に、言語通級学級を札内南小学校に設置している。また、言語の特殊学級を幕別小学校及び白人小学校に設置している。 母子通園センターについては、民間の「帯広児童養育センター」に通所している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 大樹町母子通園センター（通称：南十勝ことばの教室） ・目的 心身に障害のある、又はあると見込まれる乳児、幼児、児童、生徒の早期療育（言語治療）を行う。 ・運営主体 南十勝ことばの教室管理運営協議会（南十勝5町村の長による） ・設置場所 大樹町 ・対象者 言語治療の必要な南十勝5町村の乳児、幼児、児童、生徒 ・運営費負担割合 南十勝5町村による 均等割（4割） 人口割（6割） ・利用者負担 なし（支援費に移行していないため、全額公費負担） ・通所者数 13名（児童・生徒含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・通所者数 7名（児童・生徒含む） 	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、大樹町母子通園センターについては、関係機関と協議し、新町において調整する。</p>

区分	現況						調整の具体的内容																									
	幕別町			更別村				忠類村																								
肢体不自由児通園施設	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 十勝愛育園 ・目的 児童福祉法の規定による、上肢、下肢又は体幹の機能に障害のある児童を治療するとともに、日常生活における必要な訓練を行う。 ・設置主体 幕別町 ・利用決定等 帯広児童相談所が、措置決定を行う。 ・措置者数 14名（うち幕別町住民 2名） 			該当なし			該当なし	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。																								
認可保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・現況 公設公営 5カ所 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定員</th> <th>現員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幕別中央保育所</td> <td>90名</td> <td>81名</td> </tr> <tr> <td>札内南保育所</td> <td>120名</td> <td>109名</td> </tr> <tr> <td>札内青葉保育所</td> <td>90名</td> <td>112名</td> </tr> <tr> <td>札内北保育所</td> <td>90名</td> <td>103名</td> </tr> <tr> <td>札内さかえ保育所</td> <td>60名</td> <td>57名</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・休所日 日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月30日～1月5日 4月1日 			名称	定員	現員	幕別中央保育所	90名	81名	札内南保育所	120名	109名	札内青葉保育所	90名	112名	札内北保育所	90名	103名	札内さかえ保育所	60名	57名	<ul style="list-style-type: none"> ・現況 民設民営 1カ所 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定員</th> <th>現員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人更別 どんぐり福祉会 どんぐり保育園</td> <td>30名</td> <td>31名</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・休所日 第2、4土曜日及び日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月30日～1月5日 4月第1日曜日の前3日間 			名称	定員	現員	社会福祉法人更別 どんぐり福祉会 どんぐり保育園	30名	31名	<ul style="list-style-type: none"> ・現況 施設については、該当なし 	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、保育料及び減免基準については、合併時まで調整する。
名称	定員	現員																														
幕別中央保育所	90名	81名																														
札内南保育所	120名	109名																														
札内青葉保育所	90名	112名																														
札内北保育所	90名	103名																														
札内さかえ保育所	60名	57名																														
名称	定員	現員																														
社会福祉法人更別 どんぐり福祉会 どんぐり保育園	30名	31名																														

区 分	現 況			調整の具体的内容																											
	幕別町	更別村	忠類村																												
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育時間 平日 8:30～16:00 時間外保育 7:30～8:30 16:00～18:15 土曜 8:30～12:00 時間外保育 7:30～8:30 12:00～18:15 ・ 保育料（広域入所含む） 別紙1のとおり ・ 保育料の減免基準 別紙2のとおり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育時間 平日 7:30～18:30 （18:30～19:00 延長保育） 土曜 7:30～12:30 （12:30～13:00 延長保育） ・ 保育料（広域入所含む） 別紙1のとおり ・ 保育料の減免基準 別紙2のとおり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域入所保育料 別紙1のとおり ・ 広域入所保育料の減免基準 別紙2のとおり 																												
認可外保育所 （へき地保育所）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現況 公設公営 6カ所 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定員</th> <th>現員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駒畠へき地保育所</td> <td>30名</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>糠内へき地保育所</td> <td>30名</td> <td>10名</td> </tr> <tr> <td>明倫へき地保育所</td> <td>30名</td> <td>7名</td> </tr> <tr> <td>新和へき地保育所</td> <td>30名</td> <td>8名</td> </tr> <tr> <td>途別へき地保育所</td> <td>30名</td> <td>16名</td> </tr> <tr> <td>古舞へき地保育所</td> <td>30名</td> <td>9名</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開設期間等 4月から12月及び3月（1～2月は閉所）ただし、時間外保育は4～11月下旬まで 平日 8:00～16:00 時間外保育16:00～17:00 	名称	定員	現員	駒畠へき地保育所	30名	4名	糠内へき地保育所	30名	10名	明倫へき地保育所	30名	7名	新和へき地保育所	30名	8名	途別へき地保育所	30名	16名	古舞へき地保育所	30名	9名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現況 該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現況 公設民営 1カ所 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定員</th> <th>現員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>忠類保育所</td> <td>70名</td> <td>47名</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営主体 忠類保育所運営委員会 ・ 開設期間等 通年 平日 8:00～16:00 時間外保育 7:45～8:00 16:00～17:30 	名称	定員	現員	忠類保育所	70名	47名	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、新町において調整する。</p>
名称	定員	現員																													
駒畠へき地保育所	30名	4名																													
糠内へき地保育所	30名	10名																													
明倫へき地保育所	30名	7名																													
新和へき地保育所	30名	8名																													
途別へき地保育所	30名	16名																													
古舞へき地保育所	30名	9名																													
名称	定員	現員																													
忠類保育所	70名	47名																													

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
	土曜 8:00～12:00 時間外保育12:00～17:00 ・開設期間における休所日 日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・保育料 別紙3のとおり ・保育料の減免基準 特別な理由があると認められる場合		・開設期間における休所日 土曜及び日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 8月13～15日 12月31日～1月5日 卒園式から4月5日の入所式までの間の1週間程度 ・保育料 別紙3のとおり ・保育料の減免基準 特別な理由があると認められる場合	

別紙 1 認可保育所保育料徴収表（広域入所を含む）

<単位：円>

基準階層区分	定 義		国基準額		幕別町		更別村		忠類村	
			3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		0	0	0	0	0	0	国基準額と同一	
第2	基準階層区分第1及び第4～7を除き、前年度分の市町村民税が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000	6,000	3,330	2,400	6,000	4,000		
第3		市町村民税均等割課税世帯（所得割の額のない世帯）	19,500	16,500	10,710	7,160	12,000	10,000		
		市町村民税所得割課税世帯			15,630	12,190	16,000	14,000		
第4	基準階層区分第1を除いた、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が右の区分に該当する世帯	4,000円未満	30,000	27,000 （保育単価 限度）	17,500	14,390	20,000	18,000		
		4,000円以上 8,000円未満			20,080	16,660				
		8,000円以上 14,000円未満			22,910	19,180				
		14,000円以上 26,000円未満			25,810	23,920				
		26,000円以上 40,000円未満			30,000	27,000				
		40,000円以上 64,000円未満			24,000	22,000				
64,000円以上 80,000円未満										
第5		80,000円以上 96,000円未満	44,500	41,500 （保育単価 限度）	36,350	29,500	30,000	28,000 （保育単価 限度）		
		96,000円以上128,000円未満			41,170	29,500				
		128,000円以上140,000円未満			44,500	29,500				
		140,000円以上160,000円未満			38,000	35,000 （保育単価 限度）				
160,000円以上200,000円未満										
第6		200,000円以上350,000円未満	61,000	58,000 （保育単価 限度）	57,800	30,500	46,000	43,000 （保育単価 限度）		
		350,000円以上408,000円未満							55,000	52,000 （保育単価 限度）
	408,000円以上510,000円未満									
第7	510,000円以上	80,000 （保育単価 限度）	77,000 （保育単価 限度）	58,500	30,500	65,000	62,000 （保育単価 限度）			

別紙2 認可保育所保育料（広域入所を含む）における減免後の料金

（1）母子世帯並びに父子世帯、障害者のいる世帯、要保護者等と同等に特に困窮していると長が認めた世帯

<単位：円>

階層区分	幕別町		更別村		忠類村	
	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
市町村民税均等割課税世帯（所得割の額のない世帯）	10,210	6,660	11,000	8,000	18,500	15,500
市町村民税所得割課税世帯	15,130	11,690	15,000	12,000		

（2）同一世帯から2人以上の児童が入所している世帯

前年所得税課税区分			児童の区分及び保育料
幕別町	更別村	忠類村	
生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）を除いた 前年度分の所得税課税世帯を除いた前年分の市町村民税の課税世帯 前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が、64,000円未満の世帯	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）を除いた 前年度分の所得税課税世帯を除いた前年分の市町村民税の課税世帯 前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が、80,000円未満の世帯	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）を除いた 前年度分の所得税課税世帯を除いた前年分の市町村民税の課税世帯 前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が、64,000円未満の世帯	ア 最も徴収金額が低い児童（最も徴収金額が低い児童が二人以上の場合はその内一人） 保育料徴収表（別紙1）の各該当区分の料金のとおり
			イ 上記ア以外の児童の内、最も徴収金額が低い児童（最も徴収金額が低い児童が二人以上の場合はその内一人） 保育料徴収表（別紙1）の各該当区分の料金×0.5
生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）を除いた、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が、64,000円以上の世帯	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）を除いた、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が、80,000円以上の世帯	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）を除いた、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が、64,000円以上の世帯	ウ 上記ア及びイに該当しない児童 保育料徴収表（別紙1）の各該当区分の料金×0.1
			エ 最も徴収金額が高い児童（最も高い児童が二人以上の場合はその内一人） 保育料徴収表（別紙1）の各該当区分の料金のとおり
			オ 上記エ以外の児童のうち、最も徴収金額が高い児童（最も徴収金額の高い児童が二人以上の場合、その内一人） 保育料徴収表（別紙1）の各該当区分の料金×0.5
生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）を除いた、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が、64,000円以上の世帯	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）を除いた、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が、80,000円以上の世帯	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）を除いた、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が、64,000円以上の世帯	カ 上記エ及びオに該当しない児童 保育料徴収表（別紙1）の各該当区分の料金×0.1

ただし、3町村とも上記（1）及び（2）の基準をいずれも満たしている場合は、（1）に記載された減免後の料金に（2）の掛け率を掛け、徴収額を決定している。

別紙3 認可外保育所（へき地保育所）保育料

<単位：円>

区 分	幕別町		更別村		忠類村		
	1人目	2人目 以降			3歳 未満児	3歳 以上児	
生活保護による被保護世帯（単給世帯を含む）	7,000	3,500	該当なし		0	0	
市町村民税非課税世帯					5,500	4,500	
市町村民税均等割課税世帯（所得割の額のない世帯）					8,000	7,000	
市町村民税所得割課 税世帯					3,000円未満	11,000	9,000
					3,000円以上30,000円未満	12,000	10,000
	30,000円以上60,000円未満	13,000	11,000				
	60,000円以上	14,000	12,000				

忠類村は、2人以上入所させた場合の第2子以降の保育料は、上記表の該当区分に対応する料金の2/3の額としている。

先進事例

南アルプス市（山梨県）

児童福祉の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 国・県が定める制度については、現行の実施方法を調整し、新市として実施する。
 - (2) 各町村が独自で実施している事業については、サービス低下とならないよう、新市全体に拡大し実施する。
 - (3) 児童虐待問題については、児童福祉法に従い、児童の健全育成及び保護に努める。
- 保育事業の取扱いについては、次のとおりとする。
- (1) サービス内容に差異があるものについては、現行の水準が低下しない範囲で統一化を図る。
 - (2) 保育園の設置や通園区域は、現状のまま新市に引き継ぐ。

かほく市（石川県）

児童福祉事業

- 1 児童関係手当については、国の制度のため新市に引き継ぐものとする。
- 2 乳幼児医療費助成事業については、高松町の例による。
- 3 ひとり親家庭等医療費助成事業については、自己負担額を廃止し新市において実施する。
- 4 児童館については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 5 放課後児童健全育成事業については、実施内容等を統一し、新市において実施する。
- 6 産後安心ヘルプサービス事業については、七塚町の例による。

保育事業

- 1 保育時間については、高松町及び宇ノ気町の例による。
- 2 保育料の階層区分・定義については、国の徴収金基準額表を参考とし、料金については、合併時までに調整する。
ただし、合併年度の残存期間の保育料については、現行のとおりとする。
- 3 乳児保育については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 4 延長保育及び一時保育については、高松町の例による。ただし、延長保育のうち土曜日の時間延長については、15時までとする。

あいづみさとちょう

会津美里町（福島県 合併予定 平成17年10月1日）

児童福祉事業の取扱い

- 1 エンゼルプランについては、次世代育成支援計画として各町村が策定しているため、新町において統括的な調整を図る。
- 2 児童福祉事業については、次の区分により調整する。
 - (1) 国又は県等が定める制度で差異のない事業については、合併時までに統合する。
 - (2) 各町村が独自に実施している制度又は事業については、合併時までに調整する。

保育事業の取扱い

- 1 保育所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
なお、保育料については、合併する年度は各町村の例によるものとし、その翌年度から新町の保育料を定めるものとする。
- 2 保育時間、その他の保育サービスについては、新町において調整する。

「協議第18号 高齢者福祉事業の取扱いについて」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	22-11 高齢者福祉事業の取扱い
調整の内容	<p>1 高齢者保健福祉計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 高齢者福祉事業の各制度については、次の区分により調整する。 なお、利用料等の住民負担については、適正な料金のあり方等について調整する。 現行のとおり新町に引き継ぐもの 合併時に再編するもの 合併時までに調整するもの 新町において調整するもの 合併時に廃止するもの</p> <p>3 在宅介護支援センター運営事業については、次の区分により調整する。 (1) 基幹型支援センターについては、合併時までに統合する。 (2) 地域型支援センターについては、基幹型支援センターの統合に伴い、合併時に再編する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
高齢者保健福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> 名称 高齢者保健福祉ビジョン2003 策定年度 平成14年度 計画期間 平成15年度 ～平成19年度 (平成18年度見直し) 概要 高齢者福祉サービスにおける現状と実施状況及び基本的な考え方と今後の方策 	<ul style="list-style-type: none"> 名称 更別村老人保健福祉計画 策定年度 平成14年度 計画期間 平成15年度 ～平成19年度 (平成18年度見直し) 概要 高齢者福祉サービスにおける現状と実施状況及び基本的な考え方と今後の方策 	<ul style="list-style-type: none"> 名称 忠類村老人保健福祉計画 策定年度 平成14年度 計画期間 平成15年度 ～平成19年度 (平成18年度見直し) 概要 高齢者福祉サービスにおける現状と実施状況及び基本的な考え方と今後の方策 	<p>新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
独居老人等ふれあい訪問事業	<p>【訪問サービス事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 高齢者在宅訪問(お元気ですか訪問)サービス事業 ・事業内容 おおむね2週間に一度を限度に利用者の居宅を訪問することにより、利用者の安否を確認するとともに、励まし勇気づけを通して住み慣れた地域での生活の継続に資する。 ・対象者 65歳以上の独居者 その他必要と認められる者 <p>【友愛訪問事業】 該当なし</p>	<p>【訪問サービス事業】 該当なし</p> <p>【友愛訪問事業】 該当なし</p>	<p>【訪問サービス事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 在宅福祉サービス事業 ・事業内容 1日1回、週6回を限度に乳製品等を持って訪問し、友好的な人間関係の形成に努めながら安否、健康状態、防犯状況、火気及びガス取扱状況等についての確認を行う。 ・対象者 おおむね65歳以上の独居者 おおむね65歳以上を含む夫婦世帯で、身体又は精神的になんらかの援護を必要とする者がいる世帯 その他社協会長(事業委託先)が認めた世帯 <p>【友愛訪問事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 友愛訪問事業 ・事業内容 毎年12月に、老人クラブ連合会の協力により対象者宅の訪問を行うことにより、高齢者相互のふれあいと友愛を深め福祉の向上を図る。なお、訪問時に村からの慰問品の贈呈を依頼している。 ・対象者 70歳以上のひとり暮らしや寝たきり、傷病等の理由により自宅にいがちな高齢者で、民生児童委員協議会の意見を参考にして選考された者(世帯) 	<p>訪問サービス事業については、新町の事業として、合併時に再編する。 友愛訪問事業については、合併時に廃止する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
し尿汲取料及び上下水道使用料等助成事業	該当なし	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 生活保護法による被保護世帯 重度心身障害者在宅世帯 母子・父子世帯 65歳以上の独居老人世帯 世帯全員が70歳以上の老人世帯 については、全世帯対象だが、～については、村民税非課税世帯又は均等割のみの課税世帯を対象としている。 ・助成金額 汲取料（全世帯） 全 額 水道料（市街地のみ） 生活保護世帯 570円/月 その他の世帯 230円/月 下水道料（市街地のみ） 生活保護世帯 650円/月 その他の世帯 260円/月 個別排水処理施設使用料 260円/月 	事業のあり方について、合併時まで調整する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
除雪サービス事業	<p>該当なし</p> <p>社会福祉法人幕別町社会福祉協議会が、「特別除雪サービス」として</p> <p>歳末見舞金の対象者で、除雪が困難な単身世帯の高齢者80歳以上の高齢者のみの世帯又は単身の身体障害者とし、低所得者（生活保護世帯を除く）であるものを対象に、住宅前の通路等の生活道路の除雪を行っている。</p>	<p>・事業内容</p> <p>おおむね20cm以上の積雪があった場合に、玄関先、物置、灯油タンク、ガスボンベ等、通常一般家庭で活動する範囲の除雪を行う。屋根の雪下ろしは、特別な事情がある場合に行う。</p> <p>・対象者</p> <p>おおむね65歳以上の単身世帯及び高齢者のみの世帯の内、住民税非課税世帯に属する高齢者であって、積雪によって除排雪が困難な世帯 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者の内、住民税非課税世帯に属する者であって、積雪によって除排雪が困難な世帯 その他、村長が必要と認める世帯</p>	<p>・事業内容</p> <p>積雪が多く除排雪が困難な場合に、冬季間の生活及び緊急時に支障を来さないよう住宅前の通路等生活道路の除雪を行う。屋根の雪下ろしは屋根に20cm以上の積雪がある場合に行う。</p> <p>・対象者</p> <p>おおむね65歳以上のひとり暮らしの老人 おおむね65歳以上の老人を含む夫婦世帯でいずれか1人以上が身体又は精神的になんらかの援護を必要とする世帯 その他社協会長（事業委託先）が必要と認めた世帯</p>	<p>事業内容及び実施方法について、合併時までに調整する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
外出支援サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 外出支援サービス ・ 対象者 リフト付ワゴン車 ア. 65歳以上の高齢者で、歩行が困難であり通常の車両による移動が不可能である者 イ. 身障手帳交付を受けている者で、1又は2級の下肢障害者及び体幹障害者並びに1級の視覚障害者で、歩行の困難で通常の車両による移動が不可能である者 通常のワゴン車 ア. 65歳以上ひとり暮らし又は65歳以上の高齢者世帯に属する者で、身体虚弱の理由により公共の交通機関での移動が困難な者 イ. 身障手帳交付を受けている者で、1又は2級の下肢障害者及び体幹障害者並びに1級の視覚障害者で、歩行の困難で公共の交通機関での移動が困難な者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 移送サービス ・ 対象者 おおむね65歳以上の高齢者であって、一般の交通機関を利用することが困難な者 おおむね60歳以上の下肢が不自由な者 その他、村長が必要と認める者 車椅子対応車両等必要に応じた車両により対応している。 	該当なし	新町の事業として、合併時に再編する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用範囲 利用者の居宅から十勝管内の医療機関等の通院、退院及び機能回復訓練。ただし、入院先から他の医療施設等への通院等は除く。 公的機関又は福祉団体が実施する行事等への参加 町又は帯広市への買い物等の社会参加 その他必要と認められる場合 ・利用回数等 原則3回/月、かつ、5回/2ヵ月以内。ただし、公的機関又は福祉団体が実施する行事等への参加する場合はその限りでない。 利用時間は、利用者間の調整を図りつつ必要に応じて可能な範囲で、月～金曜日に提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用範囲 日常生活及び在宅福祉サービスの一環として、最低限必要と認められる場所までの間（ホームヘルプサービスの買物、通院、外出支援等・ショートステイサービスの入退所） 介護予防生活支援事業等（リハビリ教室事業・いきいき健康クラブ事業・軽度生活援助事業・生活管理指導員派遣事業・生活管理指導短期宿泊事業など）を提供する場所までの間 サービスエリアは村内のみとし、村外の移送はショートステイの入退所のみとする。 ・利用回数等 必要に応じた回数とするが、原則、移送サービスの実施日は毎週火曜日と金曜日とする。ただし、ショートステイの入退所は、必要に応じて提供する。 		

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
訪問給食サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 食の自立支援サービス ・ 対象者 65歳以上のひとり暮らし高齢者 65歳以上の高齢者世帯に属する者 その他必要と認められる者 ・ 実施回数及び利用者負担 毎週月曜日から土曜日の昼食、夕食(8月13～15日及び1月1～3日を除く)(1食400円、遠距離配達加算料200円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 配食サービス ・ 対象者 おおむね65歳以上の単身世帯及び高齢者のみの世帯に属する高齢者であって、老衰及び疾病等の理由により食事、調理が困難な者 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者であって、心身の障害及び疾病等の理由により食事、調理が困難な者 その他、村長が必要と認める者 ・ 実施回数及び利用者負担 毎週火曜日の夕食(1食300円/副食のみの場合は260円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 給食サービス ・ 対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らしの老人 おおむね65歳以上の老人を含む夫婦世帯でいずれか1人以上が身体又は精神的になんらかの援護を必要とする世帯 その他社協会長(事業委託先)が必要と認めた世帯 ・ 実施回数及び利用者負担 宅配サービス 週4回を限度に夕食(1食400円) 昼食交流会 4～12月に月1回(1回400円) おせち料理 12月31日(年1回2,000円) 	<p>事業内容について、合併時まで調整する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
寝具乾燥サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 布団洗濯乾燥サービス ・概要 寝具類の洗濯(年1回)及び乾燥サービス(3カ月に1回)を実施する。 ・利用者負担等 利用者負担はないが、1回のサービスにつき、対象者1人当たり敷布団、掛け布団、毛布、丹前などの寝具を計4枚までに限定している。 ・対象者 身体虚弱等の理由により布団乾燥が困難な者で、次のいずれかに該当する者 65歳以上の単身世帯 65歳以上の高齢者のみの世帯に属する者 その他必要と認められる者 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 寝具乾燥サービス ・概要 寝具類の丸洗い乾燥サービスを年2回実施する。 ・利用者負担等 利用者負担はないが、1回のサービスにつき、対象者1人当たり敷布団、掛け布団、毛布、丹前などの寝具を計3枚までに限定している。 ・対象者 おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及び寝たきり高齢者のいる世帯の内、住民税非課税世帯に属する高齢者であって、寝具類等の衛生管理が困難な者 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者の内、住民税非課税世帯に属する者であって、寝具類等の衛生管理が困難な者 その他、村長が必要と認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 布団乾燥サービス ・概要 寝具類の乾燥サービスを年2回実施する。 ・利用者負担等 乾燥枚数に規定はないが、1回のサービスにつき、対象者1人当たり5,000円を超えた分は利用者から実費を徴収している。 ・対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らしの老人 おおむね65歳以上の老人を含む夫婦世帯でいずれか1人以上が身体又は精神的になんらかの援護を必要とする世帯 その他社協会長(事業委託先)が必要と認めた世帯 	<p>事業内容について、合併時まで調整する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
徘徊高齢者家族支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容 徘徊高齢者が徘徊した場合に、人工衛星を利用した測位システムと携帯電話の電波を併用したシステムにより、徘徊高齢者を介護する者が直接、電話等により所在を検索し、居場所の確認することができる携帯型の電波発信器を貸与する。 ・主な負担区分（税抜き額） 町負担 加入料： 5,000円 付属品： 2,000円 月額基本料： 500円/月 情報提供料（位置検索料） 電話オペレーター検索 200円/回 インターネット検索 100円/回 利用者負担 現場急行料： 10,000円/回 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容 幕別町と同一（システムの委託先も同一） ・主な負担区分（税抜き額） 村負担 加入料： 5,000円 付属品： 5,900円 利用者負担 月額基本料： 500円/月 情報提供料（位置検索料） 電話オペレーター検索 200円/回 インターネット検索 100円/回 現場急行料： 10,000円/回 	該当なし	新町の事業として、合併時に再編する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
緊急通報体制等整備事業	<p>・事業内容</p> <p>緊急通報用電話機(電話機本体、ワイヤレスリモートスイッチ、ハンズフリーボックスに熱感知器、煙感知器及びガス感知器を含む。)を利用者の自宅に設置し、電話回線で東十勝消防事務組合幕別消防署と結び、急病や災害等の事態が発生したときに迅速に対応する。(幕別消防署による24時間対応)</p>	<p>・事業内容</p> <p>緊急通報機器(ペンダント式無線送信機、火災センサー、専用電話)を利用者の自宅に設置し、委託業者を通じて、急病及び災害時に村及び南十勝消防事務組合更別支署と連携し迅速に対応する。(委託業者による24時間対応)</p> <p>協力員(近所付き合いのある者等を利用者本人が選定)を、原則2名以上選び、委託業者に利用者から援護要請があった場合に、状況に応じて現場確認等の適切な対応をとれるようにする。</p> <p>専用電話により、専門の看護師・保健師により悩み事相談を対応している。(委託業者による24時間対応)</p>	<p>・事業内容</p> <p>緊急通報用電話機(電話機本体、ワイヤレスリモートスイッチ、ハンズフリーボックスに熱感知器、煙感知器及びガス感知器を含む。)を利用者の自宅に設置し、電話回線で南十勝消防事務組合忠類支署と結び、急病や災害等の事態が発生したときに迅速に対応する。(忠類支署による24時間対応)</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、機器更新時に調整する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
軽度生活援助 事業	<p>・事業内容 軽度生活支援員が自宅を訪問し、軽度な家事を援助する 掃除 洗濯 調理 外出時の援助 玄関前の簡易な除雪 その他在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の維持を可能にし、要介護状態への進行を防止するために行う軽度な家事を援助</p> <p>・対象 65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみ世帯に属する者で次のいずれかの者 要介護/要支援認定で非該当となったもので、日常生活に支障があるために、軽度かつ一時的に生活支援が必要な者 認定を受けていないが退院後まもない理由にて、居室の掃除等日常生活に支障があるために一時的な</p>	<p>・事業内容 外出、散歩の付き添いなどの外出時の援助 宅配の手配、食材の買物などの食事、食材の確保 寝具類等大物の洗濯、日干し、クリーニングの洗濯物搬出入 庭、生垣、庭木等家周りの手入れ 家屋内の整理、整頓等 台風時等自然災害への防備 その他単身世帯等の生活援助に資する軽易な日常生活上の援助</p> <p>・対象 おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者であって、介護予防のために日常生活上の援助が必要と認められる者 その他、村長が必要と認める者</p>	<p>該当なし</p> <p>類似事業 「訪問介護事業所」による要介護認定者以外への訪問介護(生活援助)事業</p>	<p>新町の事業として、合併時に再編する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
	<p>生活支援が必要と認める者 町長が、65歳未満であっても障害等を事由に日常生活に支障があると認める者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用回数制限 2時間/週 1回 ・ 利用者負担 75円/時間 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用回数制限 なし ・ 利用者負担 150円/時間 		
生活管理指導員派遣事業	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容 介護認定未判定者及び自立判定者へのヘルパー派遣 日常生活に関する支援や指導等（基本的な生活習慣を習得させるための支援や指導等） 家事に対する支援や指導等 対人関係の構築のための支援や指導等 関係機関等との連絡調整等 ・ 対象 65歳以上で日常生活上の支援が必要と認められる者 介護予防のため日常生活の支援が必要と認められる者 その他、村長が必要と認める者 	<p>該当なし</p> <p>類似事業 「訪問介護事業所」による要介護認定者以外への訪問介護（生活援助）事業</p>	新町の事業として、合併時に再編する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
		<ul style="list-style-type: none"> ・利用回数制限なし ・利用者負担 150円/時間 		
在宅高齢者等介護手当支給事業	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 要介護4又は5と判定された者又はこれに相当すると認められる者を在宅において介護している介護者で、次のいずれにも該当している者 ア.介護するに至った日から起算して1年間、介護保険法に規定する居宅サービス（短期入所生活介護、短期入所療養介護にあつては1年間のうち7日以内の利用）及び介護保険法に規定する施設サービスも利用がないこと。 イ.介護するに至った日から起算して1年間、居宅介護福祉用具購入費及び居宅介護住宅改修費の支給を受けていないこと。 ウ.介護者の属する世帯の世帯主及び世帯員が、介護す 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 要介護3～5と認定された者、またはこれに該当するものと認められる者を介護している者 介護保険法に基づく認定調査票の痴呆性老人自立度が、及びMと判断された者、又は、これに相当すると認められる者を介護している者 いずれも生活保護受給世帯は対象外とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 障害老人の日常生活自立度判定基準のランクB～Cに該当し、その状態が6カ月以上継続している者を介護している者 痴呆性老人の日常生活自立度判定基準のランク、及びMに該当する者を介護している者 難病患者を介護している者 身体障害者手帳1又は2級の交付を受けた者か又は、重度の知的障害と判定又は診断された者を介護している者 介護をする家族がなく、かつ、村長が特に認めた上記～に該当する本人 いずれも生活保護受給世帯は対象外とする。 	事業内容について、合併時まで調整する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
	<p>るに至った日から起算して1年を経過した日の属する年度(4~6月の場合は前年度)分の市町村民税が非課税であること。</p> <p>前記ア及びイに規定する1年間の算定について、要介護者の入院期間が連続3月未満は在宅扱いとし、3月以上の時は、入院期間の前後の在宅における介護期間を合算して算定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支給金額 要介護者一人につき 年額100,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 支給金額 要介護者一人につき 月額5,000円 <p>ただし、下記の全てに該当する者に対しては、要介護者一人につき月額10,000円支給する。</p> <p>介護保険法に基づく要介護認定審査の結果、要介護4又は5と認定された者、又は、これに相当するものと判断される者の介護者</p> <p>過去1年間介護保険サービスを利用しなかった要介護者の介護者</p> <p>市町村民税非課税世帯の介護者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 支給金額 要介護者一人につき 月額10,000円 	

区分	現況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
生きがい活動 支援通所事業	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 生きがい活動通所事業 ・事業内容 65歳以上で居宅に閉じこもりがちな、要介護/要支援認定を受けていない者及び身体の虚弱等の者、又は町長が事業対象として特に認めた者を対象に、近隣の公共施設で参加者の希望に応じて健康体操や趣味活動等を行い、地域との連携の中で高齢者の社会参加を促進する。 ・開催日 陶芸教室 4回/月 いきいきエンジョイ教室 2回/月 ・利用者負担 無料（原材料等の実費は負担） ・運営方式 幕別町社会福祉協議会に委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 いきいき健康クラブ ・事業内容 地域で生活する要介護認定を受けていない60歳以上の要援護高齢者等を対象に、心身機能の低下を防ぐため、心身の状況に合わせた健康体操の実施やレクリエーションなどの体験を通じ、参加者同士のコミュニケーションを深め、その人らしく、いきいきと楽しく生活していけるようにする。 ・開催日 毎週1回（金曜日） ・利用者負担 200円/回 ・運営方式 直営 	<p>該当なし</p> <p>類似事業 「デイサービスセンター」による要介護認定者以外へのデイサービス事業</p>	合併時に再編する。
敬老事業（祝金等）	<p>【敬老祝金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 敬老祝金 ・対象者 9月15日現在幕別町に1年以上在住し、当該年の12月31日現在で年齢が80歳以上の者 	<p>【敬老祝金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 敬老年金 ・対象者 9月14日現在において、村内に住所を有し居住している70歳以上の者（受給権者） ただし、受給権者が死亡した場合の当該年度の年金は、同居の 	<p>【敬老祝金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 敬老祝金 ・対象者 9月1日現在(基準日)において、忠類村に1年以上居住し、住民基本台帳又は外国人登録法による登録をしている年齢75歳以上の者 	<p>敬老祝金及び長寿祝金については、合併時に再編する。</p> <p>敬老会については、地域単位で開催することとし、事業内容については、合併時まで調整する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支給額 <li style="padding-left: 20px;">80歳以上90歳未満 15,000円 <li style="padding-left: 20px;">90歳以上 20,000円 <p>【長寿祝金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 (町長交際費から支出) ・ 対象者 9月15日を基準とし、幕別町民で100歳到達者 	<p>親族に給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支給額 <li style="padding-left: 20px;">70歳以上75歳未満 10,000円 <li style="padding-left: 20px;">75歳以上 13,000円 <p>【長寿祝金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 長寿祝金 ・ 対象者 住民基本台帳に記載されている者で満100歳に達した者のうち、満100歳に達した日まで本村に引き続き1年以上居住している者 更別村の区域外にある特別養護老人ホーム等の広域施設に本村が入所委託し、満 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支給額 2万円若しくは2万円相当の商品券等 ・ 名称 米寿祝金 ・ 対象者 9月1日現在(基準日)において、忠類村に1年以上居住し、住民基本台帳又は外国人登録法による登録をしている88歳(数え年)に到達する者。 ・ 支給額 5万円 <p>【長寿祝金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 敬老祝金における特別祝金 ・ 対象者 9月1日を基準日として忠類村に1年以上居住し、住民基本台帳又は外国人登録法による登録をしている満100歳に到達した者 	

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支給額及び支給日 祝金50,000円、記念品10,000円相当を満100歳の誕生日に支給 【敬老会】 ・ 概要 米寿者への記念品贈呈 老人クラブ功労者表彰 会食 アトラクション ・ 対象者 9月15日現在幕別町に居住する者(年齢制限有り)(「平成17年度に対象者を77歳以上の者」になるよう、1歳ずつ対象年齢を上げている。) ・ 開催場所 札内スポーツセンター 	<ul style="list-style-type: none"> 100歳に達した者については、更別村の住民基本台帳に記載されている期間と入所後の期間の合計が1年以上である者 ・ 支給額及び支給日 祝金100,000円を満100歳となった年の誕生日に支給 【敬老会】 ・ 概要 一般敬老者及び米寿者への記念品贈呈 会食 アトラクション ・ 対象者 9月14日現在更別村に居住する75歳以上の者 ・ 開催場所 更別村社会福祉センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支給額及び支給日 祝金100,000円を満100歳となった年の誕生日に支給 【敬老会】 ・ 概要 米寿者への記念品贈呈 会食 アトラクション ・ 対象者 敬老会当日に忠類村に在住する者(年齢制限有り)(「平成18年度に対象者を75歳以上の者」にするまで、毎年1歳ずつ対象年齢を上げている(基準日12月31日。)) ・ 開催場所 忠類村コミュニティセンター 	

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
生活管理指導 短期宿泊事業	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容 生活支援ハウスの空きベットを活用して一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図る。 ・対象 在宅の高齢者等のうち、介護保険法に基づく要介護認定審査未判定者若しくは自立判定者で、基本的な生活習慣が欠如し、社会適応が困難な者その他、村長が必要と認める次の者 <ul style="list-style-type: none"> ア. 特別の事由があり近隣の介護老人福祉施設等を利用することが困難な者 イ. 更別村福祉の里総合センター管理規則第6条第3項に該当しない者 <ul style="list-style-type: none"> 第6条第3項 <ul style="list-style-type: none"> 1. 現に疾病にかかり、共同生活が困難と認められるとき。 2. 感染症の疾患があると認められるとき。 3. 精神に障害があり他の利用者に著しい迷惑を及ぼすおそれがある 	該当なし	新町の事業として、合併時に再編する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
		とき ・ 利用回数 連続30日以内、かつ、半年に3 カ月以内 ・ 利用者負担 ア. 対象者 に該当する者 利用料 994円/日 給食費 400円/食 イ. 対象者 に該当する者 利用料 a. 住民税課税世帯に属する 者 4,200円/日 b. 住民税非課税世帯に属す る者 3,200円/日 給食費 400円/食		

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
介護用品等給付事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容及び支給額 町内販売店にて、月額一人当たり5,000円を限度に購入した介護用品代について、年2回の支払い時期に支給する。 ・ 対象介護用品 紙おむつ 尿取りパット 使い捨て手袋 清拭剤 ドライシャンプー その他必要と認めるもの ・ 対象者 次のいずれかに該当する者(生活保護法など、他の制度により同様の給付を受けている者は除く) 要介護4又は5と判定された者で、常時介護用品等の使用が必要と認められている者 痴呆等により、常時介護用品等の使用が必要と認められている者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容及び支給額 月額一人当たり6,000円を限度とする家族介護用品給付券を交付し、交付を受けた者は指定店(村内販売店)において当該給付券と介護用品を引き換える。代金については、後日指定店からの請求により、村が支払う。 ・ 対象介護用品 紙おむつ 尿取りパット ・ 対象者 おおむね65歳以上で、次のすべての項目に該当する者(生活保護世帯を除く) 要介護3～5に認定された者、又はこれに相当するものと判断される者 介護保険法に基づく要介護認定審査の結果、認定調査票の第4群の5(排尿後の後始末)又は6(排便後の後始末)が全介助と判定された者、又はこれに相当するものと判断される者 市町村民税所得割非課税世帯の者 	該当なし	新町の事業として、合併時に再編する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
高齢者スポーツ大会	<p>【高齢者運動会】 該当なし</p> <p>【ゲートボール大会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 町長杯ゲートボール大会 ・事業内容 場所 幕別運動公園ゲートボール場 開催 年1回開催 主催 幕別町 主管 幕別町ゲートボール協会 後援 幕別町社会福祉協議会、幕別町ゲートボール協会 参加料 1,500円 	<p>【高齢者運動会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 高齢者運動会 ・対象者 満65歳以上の高齢者 <p>【ゲートボール大会】 該当なし</p>	<p>【高齢者運動会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 高齢者スポーツ大会 ・対象者 満60歳以上の高齢者 <p>【ゲートボール大会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 高齢者ゲートボール大会 ・事業内容 場所 忠類村総合グラウンドゲートボール場 開催 年2回(春・秋)開催 主催 忠類村(忠類村) 後援 忠類村社会福祉協議会、忠類村ライオンズクラブ、忠類村高齢者ゲートボール協会 参加料 無料 	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業のあり方について、新町において調整する。</p>
電動三輪・四輪車購入助成事業	該当なし	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 おおむね65歳以上の者又は身体に障害を持つ者 村長が特に必要と認めた者 ・助成額 購入費用の1/3以内で、10万円を限度とし、一人1回限りとする。 	合併時に廃止する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
温泉敬老入浴事業	該当なし	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 70歳以上 ・事業内容 40回分の温泉（アルコ236）敬老無料入浴券を希望者に給付する。 	事業のあり方について、合併時まで調整する。
温泉入浴移送サービス	該当なし	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 村内の農村地区（市街地以外）に在住するおおむね65歳以上の者 ・事業内容 交通手段がないなどの理由により、温泉（アルコ236）の利用ができない者を対象に、村の福祉バスによる送迎を行う。 ・実施日 4月から12月上旬までの間の第2・4金曜日実施 	事業のあり方について、合併時まで調整する。
高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容 村で整備した高齢者及び心身障害者専用の公営住宅（30戸）に、生活援助員を派遣することにより、入居者が自立して安全、かつ、快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援する。 ・利用者負担 国補助基準と同額 	該当なし	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
デイサービス センター	該当なし 民間事業者が事業を行っていることから、設置していない。	該当なし 民間事業者が事業を行っていることから、設置していない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 デイサービスセンター ・ 営業日 月曜日～金曜日 (12月31日～1月5日までを除く) ・ 営業時間 8:45～17:15 (サービス提供は10:00～16:00) ・ 利用料 要介護認定者 ア. 介護報酬の告示上の額 イ. 食材料費の実費相当分 (450円) 要介護認定者以外 950円/週1回 ・ 委託先 忠類村社会福祉協議会 	実施方法について、 合併時まで調整する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
訪問介護事業所	該当なし 民間事業者が事業を行っていることから、設置していない。	該当なし 民間事業者が事業を行っていることから、設置していない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 訪問介護事業所 ・ 営業日 月曜日～金曜日 (12月31日～1月5日までを除く) ・ 営業時間 8:45～17:15 ・ 利用料 <ul style="list-style-type: none"> 要介護認定者 介護報酬の告示上の額 要介護認定者以外 7.30分以上1時間未満 170円 イ. 1時間以上2時間未満 350円 	実施方法について、合併時まで調整する。

区 分	現 況			調整の具体的内容		
	幕別町	更別村	忠類村			
生活支援ハウス運営事業	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 生活支援ハウスふれあーる ・利用料 居住部門利用者負担（月額） 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 高齢者生活福祉センター 	施設間のサービス及び機能の違いがあるため、それぞれ現行のとおり新町に引き継ぐものとする。		
		対象収入による階層区分			更別村	忠類村
		A	1,200,000円以下		0円	0円
		B	1,200,001円～1,300,000円		4,000円	1,000円
		C	1,300,001円～1,400,000円		7,000円	2,500円
		D	1,400,001円～1,500,000円		10,000円	4,000円
		E	1,500,001円～1,600,000円		13,000円	5,500円
		F	1,600,001円～1,700,000円		16,000円	7,000円
		G	1,700,001円～1,800,000円		19,000円	8,500円
		H	1,800,001円～1,900,000円		22,000円	10,000円
		I	1,900,001円～2,000,000円		25,000円	11,500円
		J	2,000,001円～2,100,000円		30,000円	13,000円
		K	2,100,001円～2,200,000円		35,000円	14,500円
		L	2,200,001円～2,300,000円		40,000円	16,000円
		M	2,300,001円～2,400,000円		45,000円	17,500円
N	2,400,001円以上	50,000円	19,000円			
入居者の管理費等		入居者の管理費等				
ア. 単身者 9,000円		ア. 単身者 10,000円				
イ. 夫婦世帯 15,000円		イ. 夫婦世帯 15,000円				
ウ. 各居室の電気料 実費		ウ. 各居室の電気料 実費				

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
		入居者の給食利用料 400円/食（3食対応） 家族交流室使用料 ア.基本料金 7,940円/日 イ.給食費 400円/食 ウ.日常生活品費 100円/日 エ.教養娯楽費 100円/日 ・対象者 おおむね60歳以上のひとり暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難な者であって、高齢等のため独立して生活することに不安がある者 その他村長が特に必要と認める者 ・利用の解除基準 寝たきりの状態により自立した生活ができなくなった者 常に介助が必要な状態となった者 利用料が負担できなくなった者 常時、医療管理下に入った者 感染症疾患、精神性疾患を有	入居者の給食利用料 350円/食（昼食のみ対応） 家族交流室使用料 該当なし ・対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らしの者及び夫婦のみの世帯であって、高齢等のため独立して生活することに不安がある者 その他村長が特に必要と認める者 ・利用の解除基準 独立して生活することができなくなった者 自歩行及び自炊ができなくなった者 利用料が負担できなくなった者 常時、医療管理下に入った者 感染症疾患、精神性疾患を有した者	

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
		<p>した者 重度の痴呆のため徘徊等問題行動が生じた者 他人に迷惑を及ぼす者 村長が不適當と認める者</p> <p>・夜間管理状況 24時間生活援助員が常駐している。</p>	<p>重度の痴呆のため徘徊等問題行動が生じた者 他人に迷惑を及ぼす者 村長が不適當と認める者</p> <p>・夜間管理状況 住込みの管理人がいる。</p>	
在宅介護支援センター	<p>【基幹型支援センター】 保健福祉センター内に設置 国の補助基準上の「基幹型」</p> <p>【地域型支援センター】 社会福祉法人幕別真幸協会及び社会福祉法人幕別町社会福祉協議会の2箇所に委託している。</p>	<p>【基幹型支援センター】 福祉の里総合センター内に設置 国の補助基準上の「小規模型」</p> <p>【地域型支援センター】 社会福祉法人更別村社会福祉協議会に委託している。</p>	<p>【基幹型支援センター】 ふれあいセンター福寿内に設置 国の補助基準上の「小規模型」</p> <p>【地域型支援センター】 該当なし</p>	<p>基幹型支援センターについては、合併時に統合する。 地域型支援センターについては、基幹型支援センターの統合に伴い、合併時に再編する。</p>

先進事例

南アルプス市（山梨県）

高齢者福祉の取扱いについては、以下のとおりとする。

- (1) 国・県が定める制度については、現行の実施方法を調整し、新市として実施する。
- (2) 各町村が独自で実施している事業については、サービス低下とならないよう、新市全体に拡大し実施する。
- (3) 高齢者祝い金については、80～89歳は7,000円、90～99歳は10,000円、100歳以上は100,000円とし、100歳時に給付する祝い金等は300,000円とする。

おおさきかみじまちょう

大崎上島町（広島県）

- ・ 敬老年金については、敬老祝金と一本化するように検討する。
- ・ 老人福祉計画については、平成14年度末までに3町を一体とした計画を策定し、新町に引き継ぐ。
- ・ 高齢者等住宅整備資金については、障害者住宅資金貸付と統合する。
- ・ その他の調整内容については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

かほく市（石川県）

- 1 敬老会については、開催日を敬老の日の直前の日曜日とし、会場については、3会場で実施する。ただし、実施内容等については、新市において調整する。
- 2 長寿者褒賞については、七塚町の例による。
- 3 敬老年金支給事業については、9月1日現在で2年以上住所を有する満80歳以上の者を対象とし、年額1万2千円を支給する。
- 4 福祉電話については、新市において引き続き実施することとし、実施内容等については、合併時まで調整する。
- 5 配食サービスについては、宇ノ気町の例による。
- 6 寝具類洗濯乾燥消毒サービスについては、対象者を高松町及び宇ノ気町の例とし、自己負担額は1割、利用回数は年4回までとする。
- 7 訪問理美容サービスについては、対象者を高松町及び宇ノ気町の例とし、自己負担額は1割、利用回数は年4回までとする。
- 8 徘徊高齢者家族支援サービスについては、高松町の例による。
- 9 家族介護用品の支給については、実施内容等を統一し新市において実施する。
- 10 在宅ねたきり老人等介護慰労金については、廃止する。
- 11 ねたきり老人等見舞金支給については、七塚町の例による。
- 12 老人医療費助成事業については、3町に相違がないため現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

げろし
下呂市（岐阜県）

国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整する。

各町村独自の制度については、事業の目的や実績等を尊重しながら市域全体の均衡を考慮し、次の区分により調整する。

- (1) 新市の発足までに調整の必要があるものは、合併時に調整する。
- (2) 上記以外のものは、新市において調整する。

つがる市（青森県 合併予定 平成17年2月11日）

- 1 高齢者福祉計画については、新市において新たな計画を策定する。ただし、平成17年度までは現計画を運用する。
- 2 敬老事業については、木造町の例により合併時に統合する。
- 3 長寿者褒賞については、車力村の例により合併時に統合する。
- 4 高齢者福祉事業については、次の区分により調整する。
 - (1) 国又は県の補助事業については、新市においても引き続き実施する。
 - 現行のとおり新市に引き継ぐもの
 - 新市において再編するもの
 - 合併時に統合するもの
 - 合併時に廃止するもの
 - (2) 5町村の単独事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 5 その他高齢者福祉に関する事務及び事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

瀧上市（秋田県 合併予定 平成17年3月31日までの期日为目标）

- 1 . 国又は県等が定める制度については、事業実施要綱に準拠しながらサービスの充実に努める。
 - (1)老人日常生活用具給付事業、家族介護慰労金については、現行のとおりとする。
 - (2)家族介護用品支給事業については、昭和町・飯田川町の例による。
 - (3)在宅介護支援センターについては、基幹型は天王町に1カ所、地域型は旧町3カ所とする。
 - (4)緊急通報体制等整備事業等に関しては、合併時までに調整する。
- 2 . 各町独自に制度の充実を図っている事業については、従来の実績を尊重し、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整する。
 - (1)敬老式については、年内満75歳以上を対象に、当面は、旧町ごとに実施することとし、内容等を新市において調整する。
 - (2)金婚式については、合併時に廃止する。
 - (3)在宅高齢者等介護手当支給事業については、合併時に廃止する。
 - (4)長寿祝金については、合併時に再編する。

「協議第19号 障害者福祉事業の取扱いについて」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	22-12 障害者福祉事業の取扱い
調整の内容	<p>1 障害者福祉計画については、新町において障害者福祉計画を包含する地域福祉計画を策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 町村障害者年金等制度、身体障害者デイサービス事業、交通費助成制度及び心身障害者ホームヘルプサービス事業については、合併時に再編する。</p> <p>3 小規模通所授産施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>4 身体障害者等医療費助成事業については、事業のあり方について、合併時までに調整する。</p> <p>5 支援費制度、更生医療給付事業、身体障害者（児）補装具交付事業及び身体障害者（児）日常生活用具給付事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

56

区分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
障害者福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 幕別町障害者福祉計画 ・策定年度 平成12年度 ・計画期間 平成13年度～平成17年度 ・基本目標 理解と交流の拡大 保健・医療・福祉の充実 教育と早期療育の推進 雇用と就労の充実 生活環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 いきいきふれあい計画 ・策定年度 平成15年度 ・計画期間 平成15年度～平成19年度 ・基本目標 地域生活の支援体制の充実 自立と社会参加の促進 バリアフリー社会の実現 	該当なし	新町において障害者福祉計画を包含する地域福祉計画を策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
町村障害者年金等制度	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 重度心身障害児家庭見舞金 ・支給対象 引き続き3月以上居宅において身体の機能の障害若しくは精神の障害等により、常時保護者等の介護を要する年齢18歳未満の者で、同一の状態が6月以上に及ぶと認められる重度心身障害児のいる家庭 ・支給額 月額5,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 重度心身障害者年金 ・支給対象 身体障害者手帳の1級又は2級に該当する者、又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医により知的障害と判定（知能指数がおおむね35以下）された者 ・支給額 年額12,000円 	該当なし	新町の事業として、合併時に再編する。
小規模通所授産施設	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 ひまわりの家 ・運営主体 ひまわりの家運営委員会 ・目的 雇用困難な心身障害者等に対し、自立促進と福祉の向上を図る。 ・活動内容 生活指導 作業訓練指導 余暇指導 	該当なし	該当なし	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
身体障害者デイサービス事業 (支援費対象外)	<ul style="list-style-type: none"> ・目的 重度身体障害者の自立の促進、生活改善及び身体機能の維持向上を図るとともに、家族の身体的、精神的な負担を軽減し、在宅福祉の増進を図る。 ・対象者 在宅の重度身体障害者(1級又は2級の手帳交付者) ・自己負担 1回500円 食事加算420円 入浴加算410円 送迎加算550円(片道) ・委託先 幕別町社会福祉協議会 社会福祉法人幕別真幸協会 	該当なし	該当なし	新町の事業として、合併時に再編する。
身体障害者等医療費助成事業	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象 身体障害者手帳の申請に要する診断料、文書料の全額 在宅障害者で村が計画的に実施する訪問健康診査に要する往診料、諸検査料、診断料の全額 	該当なし	事業のあり方について、合併時まで調整する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
交通費助成制度	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 心身障害児通所交通費等助成事業 ・助成の額 自動車及びバス 実費 自家用車 10円/km (片道2kmを超える場合) 町外の小中学校及び義務教育諸学校に通所する場合 月額10,000円限度 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 心身障害児等通所施設交通費助成事業 ・助成の額 交通費の2分の1以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 心身障害児療育施設通園旅費等助成事業 ・助成の額 鉄道及びバス料金の2分の1 	合併時に再編する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 特定疾患患者等通院交通費助成事業 ・助成対象 特定疾患医療受給者証の交付を受けている者で特定疾患の治療のため、医療機関に通院し、医療の給付を受けている者及び介護者。 ・助成額 自動車及びバス 実費(運賃の割引を受けることができる場合は、割引額を控除する。) 自家用車 10円/km (片道2kmを超える場合) 航空運賃の2分の1(道外) 	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 特定疾患患者通院費助成事業 ・助成対象 特定疾患患者又はその保護者で村外の医療機関(十勝管内に限る。)に通院する者。ただし、前年の所得税非課税世帯に属する者に限る。 ・助成額 鉄道及びバス料金を基準として自己負担額の2分の1を助成。ただし、週1回を限度とし、経費については、本村から当該医療機関が所在する市町村間までの駅又はバス停を算定基準とする。 	

区分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
交通費助成制度 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 精神障害回復者施設通所交通費助成事業 ・助成額 自動車及びバス 実費(身体障害者手帳又は療育手帳を有し、運賃の割引となる額を控除した額とする。) 自家用車 10円/km (片道2kmを超える場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 在宅障害者通所施設交通費助成事業 ・助成額 通所者が居住地から通所施設まで通所等に効果的かつ経済的な経路の公共交通機関利用料相当額。 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 在宅精神障害者通所施設交通費助成事業 ・助成額 鉄道及びバス料金を基準として交通費の全額を助成。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 じん臓機能障害者通院交通費助成事業 ・助成の額 自動車及びバス 実費(身体障害者手帳を有し、運賃の割引の適用となるべき額を控除した額とする。) 自家用車 10円/km (片道2kmを超える場合) タクシー 実費の2分の1 	該当なし	該当なし	

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
交通費助成制度 (つづき)	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 障害者社会参加啓発旅費助成事業 ・助成対象 十勝管外へ旅行する場合の障害者及び介護者の一人の経費で旅行経路の公共交通機関運賃と宿泊費1泊5,000円として算出した額とし、公共交通機関運賃割引を受けて旅行した場合は割引後の額とする。 	該当なし	
心身障害者ホームヘルプサービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・利用対象者 心身の障害及び傷病等の理由により日常生活を営むのに支障がある重度心身障害者のいる家庭で、本人又はその家族が介護サービスを必要とする者。 ・利用者負担 別紙4のとおり ・事業実績 なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用対象者 重度の身体上の障害がある者 重度の知的障害がある者 特定疾患等がある者 精神上の障害がある者 その他村長が特に認めた者 (介護保険・支援費対象者等を除く) ・利用者負担 別紙4のとおり ・委託先 更別村社会福祉協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用対象者 重度の心身障害者 その他村長が特に必要と認めた者 ・利用者負担 別紙4のとおり ・事業実績 なし 	合併時に再編する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
支援費制度	<ul style="list-style-type: none"> 概要 事業者との対等な関係に基づき、障害者自らが障害者福祉サービスを選択し、契約によりサービスを利用する制度。 支援費基準及び利用者負担額基準 国基準と同様 	同 ー	同 ー	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
更生医療給付事業	<ul style="list-style-type: none"> 目的 身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の者の永続的な機能障害の除去 <ul style="list-style-type: none"> 軽減に必要な医療に要する費用を支給する。 給付対象 角膜移植手術、白内障手術、外耳道形成手術、人工股関節置換手術 等 	同 ー	同 ー	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
身体障害者（児） 補装具交付事業	<ul style="list-style-type: none"> ・目的 身体障害者手帳の交付を受けている方に対し、失われた部位や損傷のある部分を補い、必要な機能を回復するための用具を交付、修理する。 ・補装具種目 義肢、座位保持装置、盲人安全杖、義眼、点字器、補聴器、ストマ装具 等 	同 ー	同 ー	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
身体障害者（児） 日常生活用具給付事業	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 在宅の重度身体障害者、重度障害児及び知的障害者（児） ・給付種目 特殊寝台、特殊マット、体位変換器、盲人用時計 等 	同 ー	同 ー	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

別紙4 心身障害者ホームヘルプサービス費用負担基準

利用者世帯の階層区分	幕別町		更別村		忠類村
	午前7時から 午後9時まで (1時間当たり)	午後9時から 翌日午前7時 (1時間当たり)	昼間帯、早朝帯、 夜間帯 (1時間当たり)	深夜帯 (1回当たり)	(1時間当たり)
生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円
生計中心者が前年所得税非課税	0円	0円	0円	0円	0円
生計中心者が前年所得税年税額が 10,000円以下	250円	200円	250円	200円	250円
生計中心者が前年所得税年税額が 10,001円以上 30,000円以下	400円	350円	400円	350円	400円
生計中心者が前年所得税年税額が 30,001円以上 80,000円以下	650円	550円	650円	550円	650円
生計中心者が前年所得税年税額が 80,001円以上140,000円以下	850円	700円	850円	700円	850円
生計中心者が前年所得税年税額が 140,001円以上	950円	750円	950円	750円	950円
その他村長が特に必要と認めた者					30分以上 1時間未満 1回170円
					1時間以上 2時間未満 1回350円

注1) 忠類村は、その他村長が特に必要と認めた者に対する費用負担基準を別に設けている。

注2) 更別村の時間帯の区分

昼間帯 午前8時から午後6時

早朝帯 午前6時から午前8時

夜間帯 午後6時から午後10時

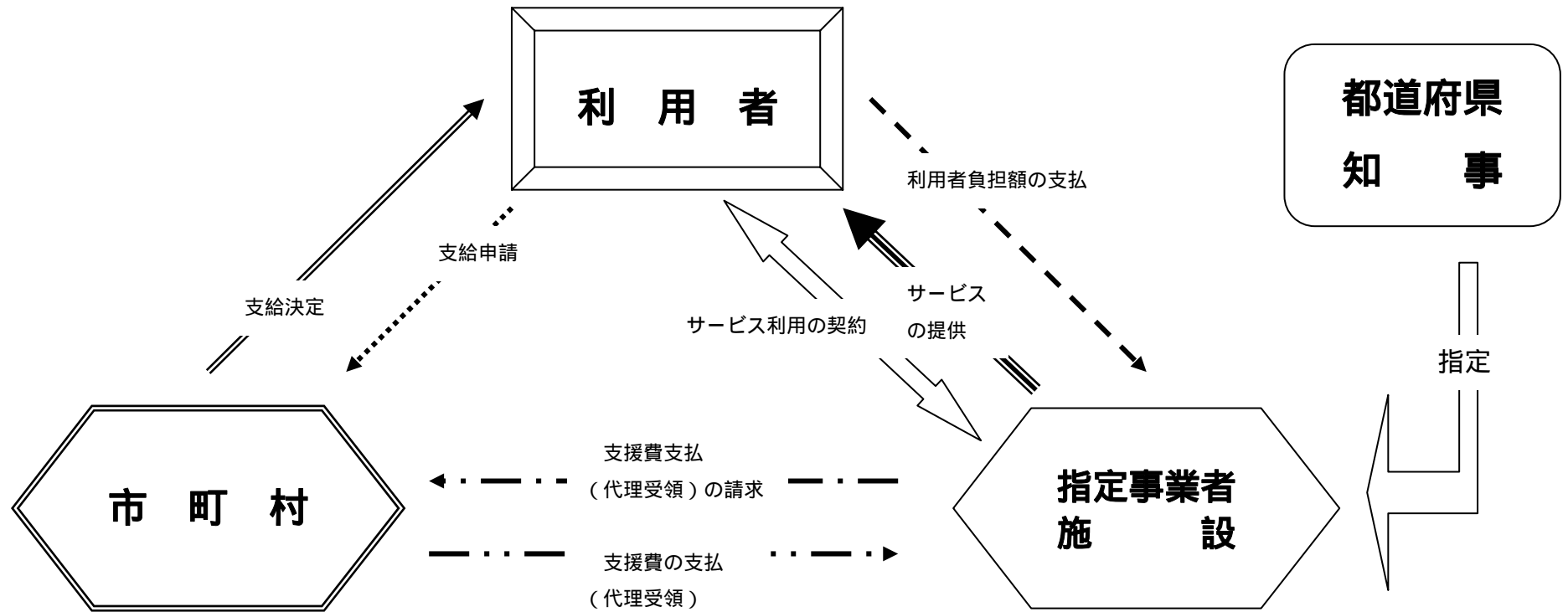
深夜帯 午後10時から午前6時

支援費制度の概要

1 支援費制度

支援費制度は、障害者の立場に立った障害者福祉サービスを利用できるように、障害者自らがサービスを選択し、事業者等と契約してサービスを利用する制度です。この制度は、サービスの利用者、指定事業者・施設、市町村、都道府県、国が協力して支え合っています。支援費とは市町村が支払う費用のことで、サービスを利用した場合、市町村と利用者で費用を負担します。支援費制度の基本的な仕組みは次のとおりです。

～ 支援費制度の仕組み～



2 支援費の対象となる障害者

- ・ 身体障害者 身体障害者手帳を有する者
- ・ 知的障害者 療育手帳を有する者（原則）
- ・ 障害児 身体障害者手帳を有する者、療育手帳を有する者（原則）

3 支援費の対象となるサービス

対象サービスは、施設サービス（施設訓練等支援）と 居宅サービス（居宅生活支援）に分けられ、次の3つの法令に規定される関係の支援がその対象になります。

身体障害者関係

施設訓練等支援

身体障害者更生施設

自立した生活を送れるよう日常動作の訓練などが受けられます。

身体障害者療護施設

入所して治療や日常生活の養護が受けられます。

身体障害者授産施設（小規模通所授産施設を除く。）

自立のための訓練や職業の提供が受けられます。

居宅生活支援

身体障害者居宅介護事業（ホームヘルプサービス）

在宅で介護や家事などの日常生活の援助が受けられます。

身体障害者デイサービス事業

通所により創造的な活動や機能訓練などが受けられます。

身体障害者短期入所事業（ショートステイ）

短期間施設に入所して適切な支援が受けられます。

知的障害者関係

施設訓練等支援

知的障害者更生施設

自立した生活と社会参加のための訓練が受けられます。

知的障害者授産施設（小規模通所授産施設を除く）

自立のための訓練や職業の提供が受けられます。

知的障害者通勤寮

働いている障害者が独立生活のための指導を受けられます。

心身障害者福祉協会が設置する福祉施設

障害の程度が重い人が保護や指導を受けられます。

居宅生活支援

知的障害者居宅介護事業（ホームヘルプサービス）

在宅で介護や家事などの日常生活の援助が受けられます。

知的障害者デイサービス事業

通所により創造的な活動や機能訓練などが受けられます。

知的障害者短期入所事業（ショートステイ）

短期間施設に入所して適切な支援が受けられます。

知的障害者地域生活援助事業（グループホーム）

地域で共同生活する知的障害者が日常生活の援助を受けられます。

障害児関係

居宅生活支援

児童居宅介護事業（ホームヘルプサービス）

在宅で介護や家事などの日常生活の援助が受けられます。

児童デイサービス事業

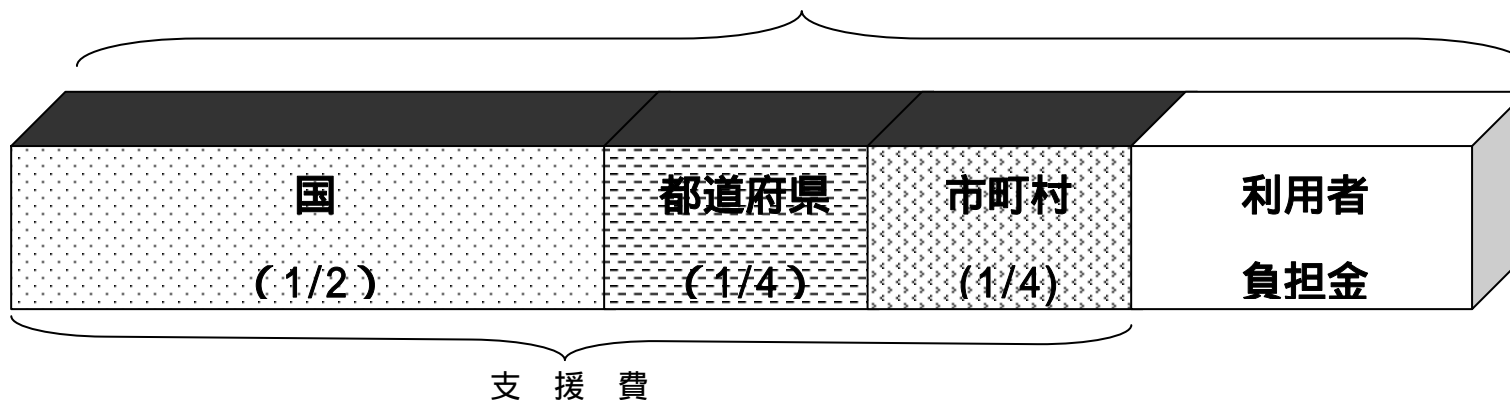
日常生活や集団生活への適応などの指導・訓練を通所で受けられます。

児童短期入所事業（ショートステイ）

児童福祉施設などに短期間入所して必要な支援が受けられます。

4 支援費の負担区分

指定施設支援及び指定居宅支援等に要する費用の額



88

指定施設支援及び指定居宅支援等に要する費用の額から、利用者負担金（知的障害者地域生活援助（グループホーム）を除く。）を差し引いた残りの金額を国（1/2）、都道府県（1/4）、市町村（1/4）が負担します。

なお、各福祉法に基づく指定施設支援及び指定居宅支援等に要する費用の額については国の基準に準じて、また、サービス利用者負担金については国の基準を参考に利用者及び扶養者の収入に応じて、ともに市町村が定めています。

先進事例

おおさまかみりまちょう 大崎上島町（広島県）

- ・ 重度身体障害者介護手当支給事業については、合併時に廃止する。
- ・ 身体障害者福祉計画については、新町において見直す。
- ・ 障害者住宅資金貸付については、合併時に高齢者住宅整備資金貸付と合併する。
- ・ その他の調整内容については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

ふじかわくちこまち 富士河口湖町（山梨県）

障害者福祉手当及び介護慰労金の支給については、河口湖町の例による。

とうみし 東御市（長野県）

- 1 重度心身障害者家庭介護慰労金の取扱いについては、継続することとし、他市町村の動向を踏まえ、平成17年度までに統一する。
- 2 重度心身障害者扶養共済掛金補助、重度心身障害者年金、施設入所児家庭帰宅費補助及び母子・父子家庭等入学祝金の取扱いについては、東部町の例により継続する。
- 3 特定疾患等通院費補助の取扱いについては、当面現行のとおりとし、新市において調整する。
- 4 母子寡婦福祉資金貸付利子補給の取扱いについては、北御牧村の例により継続する。
- 5 交通・災害遺児等年金（経過措置あり）、重度心身障害者生活援護給付金及び母子父子家庭歳末慰問金は、廃止する。

柴田市（宮城県 合併予定 - 平成17年3月までを目標）

- (1)障害者福祉計画については、新市において作成する。
- (2)身体障害者・知的障害者相談員設置事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、人数等については、県の定める基準を踏まえ、新市において調整する。
- (3)重度身体障害者ケア付き住宅運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4)障害者デイサービス事業については、村田町の例により新市に引き継ぐ。
- (5)在宅重度身体障害者訪問入浴サービス事業については、村田町の例により新市に引き継ぐ。
- (6)心身障害者通所援護事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、事業の実施方法等については、合併時に調整する。
- (7)精神障害者社会復帰施設運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (8)国や県の制度による障害者福祉事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

「協議第20号 国際交流・広域交流事業の取扱いについて」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	22-21 国際交流・広域交流事業の取扱い
調整の内容	<p>1 2町村が実施している友好提携については、提携に至った経緯などを勘案し、合併時までに調整する。</p> <p>2 ふるさと会については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>3 町友（文化大使）については、事業のあり方について合併時までに調整する。</p> <p>4 友好姉妹町村等との交流事業については、交流の継続について、相手先の事情を勘案し、新町において調整する。</p> <p>5 その他の国内外交流事業については、合併時に再編する。</p>

70

区分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
友好姉妹町村	<ul style="list-style-type: none"> 友好町提携先 宮崎県東郷町 提携年月日 昭和49年2月11日 	<ul style="list-style-type: none"> 友好町提携先 宮城県矢本町 提携年月日 平成9年8月28日 	<ul style="list-style-type: none"> 友好町提携先 なし 	2町村が実施している友好提携については、提携に至った経緯などを勘案し、合併時までに調整する。
ふるさと会	<ul style="list-style-type: none"> 名称 東京幕別会 設立年月日 昭和59年10月14日設立 名称 札幌幕別会 設立年月日 昭和60年12月1日設立 	<ul style="list-style-type: none"> 名称 札幌さらべつ会 設立年月日 平成元年12月2日設立 	<ul style="list-style-type: none"> 名称 忠類ふるさと会 設立年月日 平成元年11月21日設立 	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
町友	<ul style="list-style-type: none"> 内容 文化大使として3名を認定 名刺の作成、講演会等の開催 演劇ワークショップの開催等 	該当なし	該当なし	事業のあり方について、合併時までに調整する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
国内外交流事業	<p>【友好姉妹町村等との交流事業】</p> <p>小学生国内研修派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣先 宮崎県東郷町 ・派遣人員 研修生 9名 引率者 2名 ・派遣期間 3泊4日 <p>東郷町「農業体験の旅」受入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容 宮崎県東郷町の中学1年生の受入 	<p>【友好姉妹町村等との交流事業】</p> <p>矢本町・更別村地域間子供交流事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流先 宮城県矢本町 ・派遣人員 30名(小・中学生)(H15実績) 子供交流委員会 6名、事務局 2名 ・派遣期間 4泊5日 (隔年で相互訪問) <p>矢本・更別友好姉妹町村文化交流事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容 児童生徒の創作した作品の交流を行い、お互いの理解と友情の絆を深める。 ・出品数 42点(H14実績) (小学生30点・中学生12点) 	<p>【友好姉妹町村等との交流事業】</p> <p>上尾市忠類村子ども会交流事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流先 埼玉県上尾市 ・派遣人員 11名(H15実績) 地域子ども会育成協役員 2名、事務局 1名 ・派遣期間 4泊5日 (隔年で相互訪問) 	<p>友好姉妹町村等との交流事業については、交流の継続について、相手先の事情を勘案し、新町において調整する。</p> <p>その他の国内外交流事業については、新町の事業として、合併時に再編する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
国内外交流事業 (つづき)	<p>【その他の国内外交流事業】</p> <p>中学生海外研修派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣先 オーストラリア キャンベラ市 ・派遣人員 研修生14名 引率者4名 ・派遣期間 11日間 <p>高校生海外研修派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣先 オーストラリア キャンベラ市 ・派遣人員 研修生2名 ・派遣期間 11日間 <p>(中学生海外研修派遣事業に併せ実施)</p> <p>成人海外研修派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣先 オーストラリア キャンベラ市 ・派遣人員 研修生1名 ・派遣期間 11日間 <p>(中学生海外研修派遣事業に併せ実施)</p>			

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
国内外交流事業 (つづき)	<p>カンバーハイスクール海外研修生受入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容 <ul style="list-style-type: none"> 中学生と高校生の海外研修派遣事業先のオーストラリア・カンバーハイスクールからの研修生の受入 ホームステイの受入家庭への助成を行っている。 (町国際交流ホストファミリー助成事業) <p>中学生国内研修派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣先 神奈川県開成町 (パークゴルフネットワーク構成町) ・派遣人員 研修生6名 引率者1名 ・派遣期間 4泊5日 			

先進事例

まさやまし 篠山市(兵庫県)

姉妹都市等については、新町に引き継ぐ。

西東京市(東京都)

国際交流に関すること
合併後も現行の内容を継続して実施する
姉妹都市交流事業
合併後も継続する。

南アルプス市(山梨県)

友好都市、姉妹都市、国際交流については、協議中のものも含め、現行のとおり新市に引き継ぐ。

おおさきかみじまちょう 大崎上島町(広島県)

姉妹都市等については、新町に引継ぐものとする。

ふじかわくちこまち 富士河口湖町(山梨県)

友好都市、姉妹都市、国際交流事業については、新町において協議する。

飛騨市(岐阜県)

現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。

かほく市(石川県)

- 1 姉妹都市については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 2 国際交流事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、事業実施内容等については、新市において調整する。
- 3 国際交流員については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

^{とうみし}
東御市(長野県)

友好・姉妹都市交流事業については、新市に引継ぎ、当該都市の意向を確認し、新市において調整を図る。

^{せいよし}
西予市(愛媛県)

- (1) 姉妹都市など提携については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (2) 国際交流事業については、新市移行後、同様な制度はできるだけ一本化し、国際交流事業の拡充に向け速やかに調整する。

^{かいし}
甲斐市(山梨県 合併予定 - 平成16年9月1日)

友好都市、姉妹都市、国際交流、その他の交流については、新市に引き継ぐ。

^{ひがしまつしまし}
東松島市(宮城県 合併予定 - 平成17年3月31日までを目標)
〔矢本町(更別村の友好姉妹町)、鳴瀬町〕

姉妹都市については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において、相手の意向を確認した後、改めて協定する方向で調整するものとする。

国際交流事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において、相手の意向を確認した後、改めて協定する方向で調整するものとする。